

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

もう一度人生をやり直せるなら！

もう一度人生をやり直せるなら・・・

今度はもっと間違いをおかそう。

もっとくつろぎ、もっと肩の力を抜こう。...

絶対にこんなに完璧な人間ではなく、もっと、もっと、愚かな人間になろう。

この世には、実際、それほど真剣に思い煩うことなど殆ど無いのだ。

もっと馬鹿になろう、もっと騒ごう、もっと不衛生に生きよう。

もっとたくさんのチャンスをつかみ、行ったことのない場所にももっともっとたくさん行こう。

もっとたくさんアイスクリームを食べ、お酒を飲み、豆はそんなに食べないでおこう。

もっと本当の厄介ごとを抱え込み、頭の中だけで想像する厄介ごとは出来る限り減らそう。

もう一度最初から人生をやり直せるなら、

春はもっと早くから裸足になり、秋はもっと遅くまで裸足でいよう。

もっとたくさん冒険をし、もっとたくさんメリーゴーランドに乗り、

もっとたくさん夕日を見て、もっとたくさん子供たちと真剣に遊ぼう。

もう一度人生をやり直せるなら・・・

だが、見ての通り、私はもうやり直しがきかない。

私たちは人生をあまりに厳格に考えすぎていないか？

自分に規制をひき、他人の目を気にして、起こりもしない未来を思い煩っては

クヨクヨ悩んだり、構えたり、落ち込んだり・・・

もっとリラックスしよう、もっとシンプルに生きよう、たまには馬鹿になったり、無鉄砲な事をして、人生に潤いや活気、情熱や楽しさを取り戻そう。

人生は完璧にはいかない、だからこそ、生きがいがある。

【P. F. ドラッカー 享年95歳】

.....

最も尊敬する偉大な経済学者ドラッカーの詩です（ドラッカーではないという説もありますが）一度きりの人生です... クヨクヨしたり、思い煩うことなく、思い切り自由に！信じた通りに！与えられた短い人生を精一杯生き抜きたい！... 心の底からそう思います

◆ 印紙税の改正について

課税対象となる文書や金額の範囲が分かりづらい印紙税ですが、平成25年税制改正により消費税率の段階的な引き上げや事務手数の簡便化のため非課税範囲の拡充が行われました。実務上もよく出てくるものだと思いますので、今回はその内容について説明させていただきます。

● 改正の内容

(1) 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長と拡充

① 対象となる契約書

本改正の対象となる契約書は、住宅・土地取引等に伴い作成される「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」となります。なお、不動産の譲渡契約及び建設工事請負契約の成立を証明するために作成されるものであればその名称は関係なく、また、売買金額の変更や工事内容の追加等の際に作成される変更契約書、補充契約書等も軽減措置の対象となります。

② 軽減措置

上記契約書に係る印紙税について、平成30年3月31日までに作成されるものに関しては、次のとおり軽減割合及び対象範囲が拡大されることとなりました。

契約金額	本則税率	軽減税率【現行】 (H26. 3. 31迄)	軽減税率 (H26. 4. 1以後)
1千万円以下	400円～1万円	左記同様（軽減なし）	200円～5千円（50%軽減）
1千万円超～5千万円	2万円	1.5万円（25%軽減）	1万円（50%軽減）
5千万円超～1億円	6万円	4.5万円（25%軽減）	3万円（50%軽減）
1億円超～5億円	10万円	8万円（20%軽減）	6万円（40%軽減）
5億円超～10億円	20万円	18万円（10%軽減）	16万円（20%軽減）
10億円超～50億円	40万円	36万円（10%軽減）	32万円（20%軽減）
50億円超	60万円	54万円（10%軽減）	48万円（20%軽減）

(2) 「領収書」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

領収書やレシート等の「金銭や有価証券の受取書」については、従来まで受取金額が3万円未満のものに関して印紙の貼付は不要でしたが、平成26年4月1日以降は受取金額が5万円未満まで非課税となる金額範囲が拡大されました。

● 留意点

- ① 上記(1)①の不動産譲渡契約書とは、印紙税法の第1号文書に該当する文書ですが、同号に規定される金銭貸借契約等の他の契約が併せて記載されている契約書も軽減措置の対象となります。また、建設工事請負契約書に建設設計の請負など建設工事以外の請負に関する事項が併記されていても同じく軽減措置の対象となります。しかし、不動産譲渡契約又は建設工事請負契約の記載がなく、単独で他の契約が記載されていても、印紙税の軽減措置の適用はないためご注意ください。
- ② 消費税額等が区分記載されている場合又は税抜価格が記載されていること等により消費税額が明らかになる場合には、上記契約書及び領収書の記載金額に含めないことが可能となります。
- ③ 上記軽減措置により、印紙税額を誤った場合又は印紙税が非課税となる領収書等に誤って収入印紙を貼付してしまった場合には、管轄の税務署長に原本を提示し、確認等の一定の手続きを行うことで印紙税の還付を受けることができます。ご不明な点がございましたら担当者までご相談ください。

★ 組織の「上流」と「下流」(…組織活性化コンサルタント戸敷進一先生のプログより…)

組織の課題とは、煎じて詰めれば「上流と下流のバランス」のことです。【上流】とは経営者のことであり【下流】とは組織のことです。「上流が上流の仕事」をしているか、「下流が下流の仕事」をしているかどうか組織課題の本質です。うまくいっていない組織の共通した姿は、その大原則が理解されず、ごっちゃになってしまっています。「全員で会社のことを考えよう！」などという言葉は一見スマートに聞こえ、何やら風通しが良さそうに聞こえますが、これほど無責任な言葉はありません。

「全員で目標に向かって行動しよう！」ということはあっても、本来【上流】が考えるべきことを組織の誰かに押し付け、逃げまわっているから組織に正しい流れが生まれて来ないのです。組織には【上流】でしか解決のできないものがあります。同時に組織には【下流】が本気にならなければ解決のつかないものがあります。そして、その【上流】と【下流】をつなぐものが「幹部」と呼ばれる人々です。…

● 経営者は社員と目線を合わせるな！

先日、ある顧問先に訪問した際、3年間育ててきた若手営業マンが突然退社すると言い出したとの話がありました。会社からすれば、営業として基礎を伝え、ようやく一人前になりかけた時期だっただけに…。

どの中小企業にもよくあることではありますが、この会社の人事担当役員は、退社する社員と社長を敢えて、面談させなかったそうです。理由は「前を向いて組織を引っ張る立場の社長に、自己都合で退社することを決めた社員の気持ちなど理解してほしくない」とのこと。退社することを決めた社員は、少なからず社長に「負」のエネルギーを伝えることを懸念しての判断だったそうです。

【上流】にあるべき社長の意識決定に、【下流】の意識が『逆流』することは、組織として正しい状態ではない。風通しの良い組織とは、あたかも清流が流れるかのように、経営者の「明確な方針」が社員まで澱むことなく伝わることであり、その流れをせき止めることや、逆流することは組織にとって最大の「ボトルネック」となり、目標達成の阻害要因となってしまうのかも知れません。

正しい情報を、正しい流れで伝えることこそ、組織をつなぐ「幹部」の役割なのでしょう。

● 上流(経営者)でしか解決できない志事とは…

お客様の経営支援をさせていただく中で、「成果を出す組織」と、「出ない組織」の最大の違いは、経営者と社員の見る【将来】が一致していないことにあるような気がします。「社長が何を考えているのか解らない」経営支援の事前調査として幹部を含めた社員にヒアリングした時、よく聞く言葉の一つです。

すべての源流は【上流】となる経営者が、想いや方針を伝えることにあるはずなのに、【上流】が考えるべきことから逃げまわって『あるべき姿』を決めず、結果として組織の向かうべき先が見えなくなってしまう。中小企業の多くの課題は、外部要因によるものではなく、内部の意思決定で解決できるものが大半であり、先の見えない今こそ、経営者として本気で【将来】を考える時期にあるのです。

今の組織は過去の経営者の意思決定による産物であり、今描く【将来】が、10年後、20年後の組織のあり方を決定する。事業を通じて何をなすのか、自らの【志】を決めることが求められているように感じます。

『経営者は、その企業の将来について、もっと時間と思索を割くべきである。』(ピーター・ドラッカー談)

.....

第35回横総経営塾が12月18日横浜情報文化センターにて開催されます。ゲスト講師は、今回のテーマの投げかけにもなった、(株)経営改善支援センター代表戸敷進一先生です。

多くの組織が抱える上流と下流の問題を、「5S活動」という誰が見ても分かる要素を活用しながら、解りやすく解説して頂きます。2014年、組織を変えたいとお考えの経営者・後継者の皆様のご参加を心よりお待ちしております！(講演後、大忘年会も企画しておりますのでお申し込みはお早めに！: 栃倉)

★ 相続対策第3弾

相続税の基礎控除が2015年から大幅に縮小されるため、8月、9月と2ヶ月に亘って相続と生命保険の活用方法についてレポートをさせていただきました。今月は相続対策第3弾をお送りいたします。

★ リビングニーズ

生命保険の特約でリビングニーズ特約というものがあります。

リビングニーズ特約とは被保険者が「余命6ヶ月」と告知された際、亡くなったときの保険金（死亡保険金）を前倒しで受取る仕組みです。

被保険者本人が余命を知らないときは「指定代理人」として契約した家族が保険金を請求できます。

家族とは被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族を指します。リビングニーズ特約の保険料は一般的に無料です。

本来、死亡後に支払われる保険金を生前に受取ることで、体が動く間に旅行などの希望をかなえたり、人生の最後に悔いのない時間を過ごすことができるようになります。

また、保険金を生前に受取ることにより、経済的な問題を解決し、終末期によりよい環境で十分な治療を受けることが可能になります。

リビングニーズで受取る保険金（生前給付金）は全額もらうことも、一部だけもらうこともできます。保険会社によって異なりますが、受取る保険金額が3,000万円までとなっている保険会社が大半を占めます。加入している保険金額が3,000万円に満たない場合は、加入保険金の限度内で支払われます。

★ 生前給付金への課税

受け取った生前給付金に税金はかかりません。ただ、受取り方によっては後で相続税を課税される可能性があります。

生前に受取った保険金を使いきれないうちに本人が亡くなると、残った保険金は相続財産となります。

相続税では生命保険の保険金の非課税枠があります。

例えば保険金3,000万円をリビングニーズで全額受け取り、亡くなった時点で1,000万円残ったら、どうなるでしょう。1,000万円は相続財産に加わり課税対象となります。

★ 計画的な金額設定を！

注意したいのは相続税の基礎控除枠が2015年から現在の6割に縮小されることです。

特に首都圏などの都市部で戸建て住宅に住む方は相続税がかかる可能性が高まります。

リビングニーズ特約で相続する現金が増えると、予想外に課税額が膨らむ懸念もあります。

対策としてはリビングニーズ特約を使う際に相続税の生命保険金の非課税枠をあらかじめ計算しておき、保険金を一部だけ受取ることが望ましいでしょう。

相続税の生命保険金の非課税枠は「500万円×法定相続人の人数」です。

この非課税枠の金額を死後に受け取るよう計算したうえで、生前にもらう金額を決めるようにしましょう。したがって、将来的に相続税が課税される可能性のある方は、目的をしっかりと考え、計画的な金額設定を考え受け取らなければ、不要な税金を支払うことになります。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

リビングニーズ特約は既契約にも簡単に中途付帯することができます。ご自身の生命保険にリビングニーズが付帯されているかをご確認下さい。無料で付帯することができる特約ですが、人生に関わる特約でもありますので、実際に使われる際はご相談下さい。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

迷ったら前へ。 苦しかったら前に。 つらかったら前に。
後悔するのはそのあと、そのずっと後でいい。

(星野仙一)

楽天イーグルスのパ・リーグ優勝の瞬間... 田中将大の一步も引かない気迫のストレート凄かったですね～！「闘将」という異名を持つ星野監督ですが、きっとどんなに苦しい時にも、辛い時にも、迷った時にも、前に向かって闘い続けてきたんでしょ～ね～
最後に倒れる時には、たとえ泥水の中であっても前のめりに倒れたい... そう思います。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 6 6)

- ★ 今更なのですが、発信することの大切さを感じました。先日、あることを発信したのですが、その場は思う様な反応が得られませんでした。しかし、しばらくすると別の所から反応があり、当初は考えてもいなかった方向に広がっていきました。それを見て、ネットワークというのはこういう具合に広がるのだと実感しました。発信しても直ぐによい反応は出ないかもしれません。しかし、種を蒔いておけば、思いがけないところで花が咲き、実を結ぶかもしれません。当然ですが、種を蒔かなければ花は咲かないのです。(KARINO)
- ★ 語学留学に行かせて頂きました。中学の時から英語が苦手で、大学を卒業したときは「もうこれで英語とはおさらばだっ」と嬉しかったのですが、国際化の波は激しく苦手では許されない状況になってきました。1週間という超短期でしたが語学学校に通い、インド系イスラム教徒のお宅にホームステイして、一日中英語で生活していると「何とかなるかな」と思えるようになり、異文化に接したことで視野も広がったように思います。飛び込んで体験してみること…何歳になっても大切にしていきたいと思います。(YAMAMOTO)
- ★ 私事ながら、今月で横浜総合事務所勤務が10年を超過し11年目に突入しました！会計業界の何たるかも解らず入った横総にて、多くの『気づきと出会い』に恵まれた10年だったと感謝しています。もし、この事務所に入っていなければ今どうなっていたのか…。『あるべき姿』や『価値観』など、意識することのない人生を送っていたのかも知れません（嫁と出会うこともなかったのかも？）。人生80・90年の時代、次の10年は折り返しの時期。改めて『自分のストーリー』をじっくり考えたいと思います。(TOCHIKURA)
- ★ ネパール出発を二日後に控えてこの原稿を書いています。昨年30年ぶりに登山を再開して、一年ぶり三度目のヒマラヤ... 早熟な中学生の頃に写真集で観て以来40年以上恋焦がれてきた「ヒマラヤのマッターホルン」と呼ばれるアマ・ダブラム6812mに旅立ちます。昨秋のヒムレン7126mの日本隊第三登で受傷した手指の凍傷もかなり癒えて、いよいよ高所での本格的な登攀に挑みます。なんとなく胸が息苦しいのは緊張のせいでしょうか。アマダブラムはエベレスト街道の左岸に聳える「母の首飾り」を意味する優美さと厳しさと知られる峻峰、世界で最も有名な6千m峰の一つです。10月13日にキャラバンをスタートし、他の6千m峰で高度順応をしながら10月31日にはアマダブラムのベースキャンプに入り、順調に行けば11月9日（家内の誕生日）前後に2200mの岩壁と氷壁を登りきって6812mのピークに立つ予定です。死の危険を冒してまで何故山に登るのか？その問いを胸に、今、冒険に身を晒せることに感謝して、気を付けて行ってきます。(IZUMI)



横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時：平成25年11月19日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第34回「経営に活かす決算書の読み方～ビジネスゲームを活用し戦略を考える!～」

講師：税理士法人 横浜総合事務所 財務支援部 今井 崇智

日時：平成25年11月20日(水)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 3期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します!

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成25年5月17日(金)～平成27年3月7日(土)

場所：セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋

募集：全24日間・12回(全1泊2日の合宿形式) 120万円(一括・分割可)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります